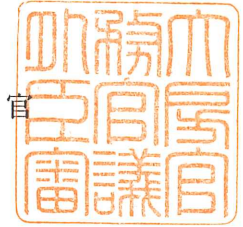


沖縄未公示空域のノータム発行措置に関する外務省、
防衛施設庁及び運輸省の間における覚書

平成2年8月22日

外務省北米局

審議官



防衛施設庁

施設部長



運輸省航空局

管制保安部長



沖縄周辺4空域に係るノータム発行措置に関し、外務省、防衛施設庁及び運輸省は、下記のとおり了解する。

記

1. 運輸省は、沖縄の空域における訓練中の米軍機と民間機との間のトラブルの実態を踏まえ、在日米軍からの要請を受けて航空交通のより一層の安全確保を図る見地から今回のノータム発行を行うものであり、その必要性及び考え方については、外務省及び防衛施設庁も同様である。
2. 今回ノータムが発行される空域は、すべて昭和47年5月15日の日米合同委において米軍の使用に供することにつき合意済みであり、またその合意内容は既に昭和53年5月に防衛施設庁から国会に提出された文書「施設及び区域の使用条件等について」により公表済みのものである。
3. 今回の措置に関連して対外的説明が求められる場合には、三省庁がそれぞれの所掌に照らして調整の上協力してあたるものとする。